薬第１０１７号

平成26年４月４日

各関係団体長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する

規則の施行について（通知）

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年条例123号。以下「条例」という。）第9条に規定する知事指定薬物の指定等については、条例施行規則にて定めているところです。

このたび、条例第９条の規定に基づき知事指定薬物を指定するため、平成26年４月４日付けで条例施行規則を一部改正しました。

つきましては、知事指定薬物の適切な取扱いについて、下記事項にご留意ください。

記

１．知事指定薬物の指定

指定された物質

次に掲げる７物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第９条第１項に規定する知事指定薬物として指定しました。

一　Ｎ－（１－アミノ－３，３－ジメチル－１－オキソブタン－２－イル）－１－ペンチル－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド及びその塩類

二　２－（２・５－ジメトキシ－４－ニトロフェニル）エタンアミン及びその塩類

三　１－フェニル－２－（ピロリジン－１－イル）オクタン－１－オン及びその塩類

四　１－（ベンゾフラン－５－イル）－Ｎ－メチルプロパン－２－アミン及びその塩類

五　Ｎ－メチルインダン－２－アミン及びその塩類

六　メチル（２ＲＳ）―２―（３・４―ジクロロフェニル）―２―[（２ＲＳ）―ピペリジン―２―イル]アセテート及びその塩類

七　１－[（３－メチルフェニル）メチル]ピペラジン及びその塩類

八　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

２．施行期日

平成26年４月４日

薬務課麻薬毒劇物グループ

　TEL:06-6941-9078（直通）

　FAX:06-6944-6701